

## 国際連合

## 『商品貿易と経済発展』一九五三年

逸見謙三

一九五三年一月二一日の国連総合の決議六二(三)(VII)は加盟国に対して、もし各国が原始生産物の国際価格に影響するような方策をとる場合には、それが発展しつつある国の交易条件に及ぼす影響を考慮すること、そのため商品協定の締結に努むべきこと等の勧告をなした。それと同時に、斯かる勧告に適した實際的諸方策に関する報告の準備を意図した。経済社会理事会は斯かる準備のために、Charles F. Carter, Sumitro Djojohadikusno, J. Goudriaan, Klaus Knorr, Francisco Garcia Ojano の五人の専門学者に依頼し、八週間の討論の結果出来上つたのが本書 *United Nations, Commodity Trade and Economic Development*, 1953, vii, 102 pp. である。国連は先づ *Measures for International Economic Stability*, 1951 に基づいて商品協定の重要性を強調し、また *Measures for the Economic Development of Underdeveloped Countries*, 1951 においては此の問題に殆んど触れなかつたのであるから、ここに本書を得たことは両者を関連づけたという意味で極めて時宜に適したものであるといえる。更に依頼された五人の経済学者はいずれも商品問題の権威であるが、あるいは後進国の立場に立つものであり、人的構成も適當であるといえる。さて、両大戦間の不況は原始生産物生産者に周知の、極めて深刻な打撃を与えた。ここに多くの商品協定が試みられたことは当然である。一般経済学者の間でもケインズ<sup>(1)</sup>やハイエク<sup>(2)</sup>等の声名に論じられ、戦後においてもハロッドが *Towards a Dynamic Economics* の第四講と附録においてかなりの紙幅を費した。従つて現在では商品協定一般の問題を詳細に論ずべき段階にある。しかも国連では例えば年々 *Review of International Commodity Problems* を刊行し、或いは砂糖協定、錫協定に関する報告等具體的なものを出しているのであるから一般の理論的報告が出される必要があるといえる。これ等の条件に対しても本書の内容は適當なものである。

(1) J. M. Keynes, "The Policy of Government Storage of Foodstuffs and Raw Materials," *Economic Journal*, Sept. 1938.

(2) F. A. Hayek, "A Commodity Reserve Currency," *Economic Journal*, June-September, 1943,

簡単に内容を紹介しよう。本書は全体一〇二頁で二〇頁弱の附録と三部よりなる。第一部問題提起は第一章關係事項、第二章問題の現状、第三章主要問題の三つの章を含む。第二部諸方策は第四章過去における諸提案の評論、第五章國際商品安定方式、第六章商品準備通貨 commodity reserve currency 方式、第七章補整的諸方式、第八章国内的政策の五章、五〇頁よりなり本書の主要部分を構成する。第三部結論は第九章主要結論と勧告である。

第一章では先述の決議の解釈、特に fair, just, equitable prices 等の用語の解釈や、経済社会理事会、FAO、ECLA等における決議との關係が述べられている。しかして用語の解釈だけでも非常な論議が闘わされ、「異常な、そして一時的条件によつて惹起されたような、或いは有用なる経済的目的に役立たないような極端な上昇、下降の循環的価格運動が見られない限りは、価格は fair であるとも、just, equitable であるとも、更に reasonable であるとも、いふことが出来る (...パラグラフ...5)」と、この結論に達した。

第二章では実証的に農産物の価格、名目的、実質的輸出高等が如何に烈しく変動するか、又長期的動向は如何等を論ずる。これ等は特に後進諸国に悪い影響を与えるが、カナダ、合衆国も、特にイギリスはスターリング地域の利害として、工業国ではありながら原始生産物貿易の安定に利害をもつと説く。

第三章では以上に繼いで理論的に商品貿易の不安定と経済成長との關係、後進国と工業国との關係、価格不安定の要因等を検討する。特に最後の点に関して加速度原理(55)、予想の役割(56)を重視している事実は注目し得る。しかし第三章の主要目的は何を安定するか、即ち価格か、貿易収入か、国民総生産か、生産者所得か、それも貨幣価値でか、実質価値でか、更にその場合単一商品についてか多数商品についてか、二国についてか多数国についてか等を論ずるにある。これが第二部の問題提起になつてゐる。第三章で注目されるのは後進国の協定における立場 bargaining strength の弱さを論じ、多数国、多数商品の多角契約の優位性を論じている点である(80、83)。この点後に再び論ずる。

第四章は非常に巧妙な諸提案の批判的紹介である。多角的商品協定、國際緩衝ストックの提案(この二つは第五章で論ずる)商品通貨の提案(第六章で論ずる)、一般的提案(World Food Board, International Commodity Clearing House の二提案)これは結局提案された二機関の運営資金を各国が出し渡つたために駄目になつた、<sup>(1)</sup> 国連の雇傭、國際經濟安定、經濟開発の三つの Measures を含む。

第五章は簡単ではあるが凡ゆる考えらるべき協定の型の利害得失を論じている。結論は多数の国を含めば含む程、多数の商品を含めば含むほどよく、更に生産性の伸長を阻害するのはよくない

ということである。又國際小麦協定が一九五三年の改訂に際して一部の主要輸入国によつて調印されなかつたことに對し、その將來を甚だ悲觀している(139)。この点も後述する。第五章の結論から考えられることであるが、本書では商品準備通貨方式をかなり重視している。勿論、オラノが代表して述べている様にエキスパート達はその実現性の少いことを充分認めているのである。即ち「このような提案が現在實際的政策の範圍内にならないことは明らかである」(六六頁)と。しかし「単にその實際的可能性が、多分無視しうる程、小さいとか、もつと實際的直接的な方策が要求されているのであると信じられるからといつて、或る方法を無視することは眞の科学者の態度ではない」(同上)と信じてこの問題に對処した。

第六章と附録C(ホードリアンによる)が商品準備通貨方式を扱っている。これ等における欠点と条件の指摘は簡單ながら優れたものである。ただこの方式以降の叙述は、問題が商品貿易から國際貿易全体に拡大するものであることを示している。

第七章は循環変動平衡化融資 *contra Cyclical lending* と自動調整方式 *automatic compensation schemes* (交易条件の悪化を自動的に調整する方式)の二つに簡單にふれてゐる。

第八章は特に先進工業国の国内政策が後進国を圧迫しないよう考慮を払つてゐる。しかし公正價格の定義をなした場合と同様

に、茲でも長期的傾向の存在を否定してはいない。技術進歩、代替品工業の発達によつて後進国の交易条件が不利化することを認めているのである。

第九章における勧告は次の如くである。即ち「現在、特定商品の個々の問題を越えるような、一般的安定の問題に關して討論し、提案するのに適した國際的機関がないように考えられる。現在の組織は商品毎に処理する断片的行為を目標とするものである。これでは充分でないと考えられる。安定の問題を多方面から一般的同時に取扱うことが必要である(273)。従つて我々は經濟社会理事會に例へば貿易安定委員會 *Trade Stabilization Commission* といつた風の政府間の委員會をもつべきであると考える(274)。…」と。要するにより多数の商品とより多数の国を含む一般的安定方策を研究する段階にあるのである。

若干の点を指摘しよう。

第一、理論的に非常に高い水準にあるが若干理想的である。従つて非常に有効強力な國際的機関をもつてゐるようである。先に引用したオラノの言葉とか、勧告がこれを示している。*Measures for International Economic Stability* 等ではもとづつて素實な立場、*commodity-by-commodity* の立場をとつてゐるのに本書では *general scheme* の立場をとつてゐるのである。

第二、しかし後進国が bargaining strength で弱い立場に立たされるから、一般的スキームでやつて行こうという限りは理論的に正しいし、實際的である。例えば次の如き事実と比較せよ。即ち一九四八年三月合衆国上院において農務省の代表者は次の如く言明した。曰く「合衆国の納税者の負担を増さないで矛盾を解く最善の希望は、問題になっている個々の商品について國際協定を締結できるという点にあるのです。協定に際して当該商品の特殊問題が認識され、実際には、協定期間中國際貿易実施の一般的考慮から外されるのです」と (W. A. Brown, *The United States and the Restoration of World Trade*, 1950, p. 27)。同じ問題について先進国と後進国とはこのように全く反対のことを考えるのである。更にスワリリングは砂糖協定を締結に導いたのは、各国が消費者と生産性の両方の利害をもつ砂糖經濟の複雑性であると結論してゐることを考へよ。(B. S. Swearing, *International Control of Sugar*, 1918-41, 1949. 參照)

第三、本書は *Measures for International Economic Stability* と明らかな対比を示してゐる。先に述べたやうに、小麦協定の經驗により本書は商品協定の将来に極めて悲觀的である。しかるに *Measures* によれば、戦後は商品協定のための「新しい試みの機が熟した時である」(60)と。その第二の条件に、考へうる将来において三〇年代のような大不況がないと考へられることが挙げられている。大不況があるような場合輸入圍割は長期的契約を拒否するからである。第二の障害は協定に至るまでに、特に価格、量、そして将来のその変化に関する規定等、無数の個々の問題に複雑性や困難が伴うことである。これ等は小麦協定や英國の長期協定等が締結されたのであるから、解決しうると思へられるとなしてゐる。第二の点では確かに非常な進歩があつた。例えばニコラス・カルダーの提案(磯辺俊彦訳『國際小麦協定の經濟學』)。しかし第一の点には必ずしも納得しえないものがある。本書の先述の悲觀論には充分なる根拠があると思ふ。むしろ政治經濟學として考へて、戦後後進諸國の國際政治に発言力が増大した点には商品協定締結の傾向を認むべきであらう。

第四、本書の諸方式は独占的性をもつものであるかどうか明確でない。勿論独占的性をもたないという前提にたつてゐるようには見えない。若しそうならば、その場合の fair price とは「その運営で驚くべき程の全知全能を要す」(F. Machlup, "Monopoly and the Problem of Economic Stability," in *Monopoly and Competition and their Regulation*, ed. by E. H. Chamberlin, 1954, p. 387) 従つてその運営は全く不可能のものとなる。逆にもしこのような前提がないと考へよう。然らば独占と經濟進歩との關係こそ將に論じらるべきである。

かくいうは決して独占に止まらない。本書の全体が經濟發展と

貿易安定、という極めて動態的關係を論じながらも靜態的性格をもつてゐるからである。勿論安定は發展のための基礎的条件であることは本書の指摘する通りである。しかし安定方式の展開(第二部)では専らより完全な安定という点のみ論じられてゐる。經濟發展には或る程度の不安定は必要かも知れない。独占も必要であるかも知れない。更に經濟安定が必要だからといって、商品貿易をとことん安定せしめる必要がないかも知れない。本書の結果は Trade Stabilization Commission の設置の勧告を止まつつ、Trade Stabilization and Expansion Commission には及ばなかつた。

このような望外の要求をなすのも、本書が余りにも理論的に高い水準で書かれ、余りにも考慮する範圍が広く、商品協定に関する非の打ちどころのない程の好文献だからである。

〔附記〕

上述の書評執筆後 S. Caine, "Instability of Primary Product Prices: a Protest and Proposal", in *Economic Journal*, Sept. 1954, pp. 610-4 に接した。これはノート形式のかなり長き、しかし痛烈な United Nations, *Instability in Export Markets of Underdeveloped Countries*, 1952 及び本書『商品貿易と經濟發展』の批判に若干の提案を加えたものである。批判の要点は私

の第四と大体同じであるが、流石にエコノミック・ジャーナルのものだけあつて極めて明解であること、若干の提案を含んでいることの二つの理由により敢えて茲で言及したい。

ケーンは近年原始生産物価格の不安定に関し、またその害悪に関し多くの研究がなされているが、上述の二著はその重要なものであるという。しかし「両書とも不安定ということは悪いことであるということを自明のものと考へている。しかし両書とも不安定に関する統計的事実はさておき、經濟的事実の眞の解明を試みていない、また不安定の眞の損失を評価しようとしていない」と断ずる。そして「このような権威者による報告でさえこれが極めてプリミチブなことは驚くにあたらない」といい、マライ、英領植民地諸国の例を引きながら不安定は必ずしも投資―經濟發展を阻害するものでない所以を説く。そして最後に彼が重要であると考へる研究項目九つを提案する。

さて彼によると、原始生産物価格が高い時に國際收支がよく、逆の場合に悪いということは当然のことであつて、最も初歩的な外國貿易論の学生でさえも世界中の全部の國が同時に國際收支の悪化に直面することは不可能であると知つてゐる。各國は國際收支の良好な時に悪化のために準備すべきであるだけである。この限りでは何等の問題もない。

成長率に及ぼす影響、特に総投資の水準に及ぼす影響が問題とならう。茲で「所得の変動における損失の自明の仮説が問題にされる」というのは、変動により投資計画がより困難となるのは事實ではあるが、もし投資・貯蓄がより冷静なる基礎の上になされるならば、また貨幣がはつきり見通せる時にのみ支出されるならば、不安定は少い、というよりもむしろ多い貯蓄・実質投資をもたらすであらう。勿論ブームが永久に続くと考え、ブームの終焉と共に実行不可能になるような投資その他の支出計画をたてやすい。しかしかかる経路が将来の不安定を警告する場合には、全ての原始生産者、その政府がなくなすということは自明の理ではなくなる。彼等が不用意な行動をなすのは、彼等の将来の財源を過大視するからに他ならない。

かくして彼の提案する研究項目九つは次の如くである。

- (1) 原始生産者所得の急増の消費、貯蓄、投資に及ぼす影響。
- (2) 急落の同上に及ぼす影響。
- (3) 原始生産国のビヘービヤは上述の点で一政治単位内の原始生産者群のビヘービヤと異なるか。
- (4) 安定的、また不安定な収入の經濟集團間の盜然的な平均的消費・投資について何等かの結論がえられるか。
- (5) 不安定の予想について個人、組織体、政府等が如何に適應するか。種々の經濟單位間に差があるか。銀行が影響するか。

(6) 更に変動(特に下向の)が國際的活動の形で有益なる用意により阻止される場合はビヘービヤはどんな適應を示すか。

(7) インドネシアの小農がゴムから米に移るように、販賣収益(輸出その他による)を自給的所得に切り替えるのは如何なる範圍内か。

(8) 投資の錯誤の場合を除いて、貯蓄の流れが不規則なことに基く實際の投資のための貯蓄の使用における無駄はどの程度か。

(9) 変動の影響を軽減するためどんな国内の方策がとりうるか。

研究項目に關しては尤もであるから承認しよう。批判の部分についてここに批判する。第一、変動による投資計画の攪乱を単に知識乃至冷静さの欠如とすることに反対である。若し計画主体が投資計画と価格—國際收支の変動のみを考慮していればよいのならそうもいえるであらう。しかし一般に後進未開發國では政治力のない政府が、多くの内政的、対外的經濟問題に直面しているのである。經濟不安定は投資計画のみならず、政府の基礎そのものまで不安定にしかねない。第二、変動は完全なサイクルではない。従つて必要な準備量の推定は困難である。特にデモンストラーション効果の作用下では、第三、bargaining strengthの弱い國では不安定により所得総額そのものが減る可能性がある。